

第5回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年5月20日(月) 13時30分～14時30分

2 開催場所 天栄村役場3階 正庁

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8 番委員	小 針 重 男
委 員	1 番委員	石 井 正 美
	2 番委員	大 河 原 友 治
	3 番委員	車 田 京 子
	4 番委員	春 日 富 夫
	5 番委員	佐 藤 光 榮
	6 番委員	馬 場 吉 信
	7 番委員	綱 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員

清 水 栄 一
牧 和 明
瀬 和 義 浩

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
議案第3号 令和6年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘
農業委員会書記 金澤 秀一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和6年第5回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)
事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長よりお願いいたします。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。
会議に入る前に議事録署名委員の指名をします。4番 春日富夫委員、6番 馬場吉信委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農業委員 車田京子委員よりご説明願います。

車田委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農業委員 車田京子委員よりご説明願います。

車田委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第3号「令和6年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。この議案のNo.1、No.2は清水委員の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、清水委員は退席願います。

事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は牧之内地区の担当の農業委員 佐藤光榮委員よりご説明願います。

佐藤光榮委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 事務局は清水委員に戻るようお伝えください。

議長 続いて、No.3について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

また、事務局からも賃貸人に改めて確認願います。

議長 続いて、No. 4について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は、中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 5について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は上・下松本地区担当の廣瀬委員の案件でありますので、代わって、中郷・児渡地区担当の農地利用最適化推進委員 清水委員よりご説明願います。

清水委員 申請者に確認したところ、事務局から説明があったとおり間違いないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 6 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は、大里東部・南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 7 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は、上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 8 について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は、上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 7について事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は、上松本・下松本地区担当の農地利用最適化推進委員 廣瀬委員よりご説明願います。

廣瀬委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり相違ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございます。

事務局 議長 議事が終了しましたので、閉会を小針職務代理より願います。

事務局 以上を持ちまして、第5回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:30終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和6年6月20日

議長 佐藤正樹

4番委員 春日富夫

6番委員 馬場吉信